

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

香川県知事 池 田 豊 人

1 試験日時

令和7年11月14日（金曜日） 午前10時から正午まで

2 試験場所

高松市番町四丁目1番10号 香川県庁 本館12階 第3会議室

3 受験願書の提出先

高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ

4 受験願書の受付期間及び受付時間

（1）受付期間

令和7年9月26日（金曜日）から同年10月10日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

郵送による場合は、必ず簡易書留によることとし、令和7年10月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（2）受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ（電話番号087-832-3342）に照会すること。